

台風時に飛散した所有者不明のそごみ(人工物に限る)の取扱いについて

台風時には、強風等により所有者不明のごみが飛来又は飛散することがあります。台風後に、飛来した所有者不明のそごみが発生した場合には、暴風警報解除の日から14日以内に石垣市環境課まで無料収集の依頼をしてください。

ただし、飛来したとの判断に疑義が生じるものや所有者が判明するものに関しては、石垣市環境課での無料収集は行いません。

▼下記のごみは台風ごみに該当しませんので、通常のごみ出しルールに従ってください。

- 自宅から出るごみ(壊れた雨戸、割れた植木鉢など)
- 枝、葉など



自己搬入ごみの荷降ろしについて

石垣市一般廃棄物最終処分場および石垣市クリーンセンターへ直接ごみを持ち込む場合は、ご自身でごみを車両から出すようにしてください。間違ってごみではないものを捨ててしまう、ごみを取り出す際に車両を傷つけてしまう等のトラブルを防ぐため、施設の職員が手伝えることはできません。責任を持ってご自身で荷降ろしをしていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

- 搬入ルートや停車位置については、施設職員の指示に従ってください。
- 重量物および多量のごみを搬入する際は、車両からごみを降ろすのに必要な人数を確保したうえで、来場をお願いします。
- ごみを降ろす際は、周りに他の車両や人がいないか十分に注意してください。
- 両施設で処理できないごみがあった場合は、持ち帰っていただきますので、ご了承ください。

不法投棄は悪質な犯罪です！

豊かな島の未来のために

不法投棄は、島の自然環境と私たちの生活環境に悪影響を及ぼす悪質な犯罪です。廃棄物処理法により、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下(法人は3億円以下)の罰金、またはその両方の罰則が科されます。なお、自己所有(管理)の土地や建物等であっても、廃棄物を捨てたり、埋めたりする行為は不法投棄にあたりますのでご注意ください。

土地の所有者や管理者の方は、日頃から適切な管理・監視を心がけるようにし、不法投棄されない状況を作るようにしてください。

<未然防止対策について>

1. 定期的に草刈や整理を行いましょう。
⇒人による管理が行われている土地は、不法投棄されにくい傾向にあります。
2. 柵やネットを設置するなどして、外部者の侵入を防ぎましょう。
3. 何度も不法投棄がある場所に関しては、看板を設置ましょう。

